

# お知らせ なんたん

**新南丹市**  
電話 0771-68-0001

第74号(2の2)平成21年2月13日発行

## ダイオキシン類の測定結果について

カンポリサイクルプラザ(株)焼却施設の再稼動以降、南丹市および事業者(カンポリサイクルプラザ)において排ガス中のダイオキシン類濃度の測定を実施しています。1月末までに判明した測定結果については、下記のとおりいずれも法基準値および自主目標値をクリアしています。

測定日 (平成20年)	測定結果 (ng-TEQ/m3)	実施者	法基準値(注1) (ng-TEQ/m3)	自主目標値(注2) (ng-TEQ/m3)
10月3日	0.00045	事業者	0.1	0.03
10月30日	0.00034	事業者		
11月10日	0.000066	南丹市		
12月3日	0.00042	事業者		

注1:「ダイオキシン類対策特別措置法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」による基準値

注2:事業者の改善計画書および「公害等の防止に係る協定細目書」による目標値

◇問合せ先 環境課 TEL (0771) 68-0015 FAX (0771) 63-0653

## 障害者控除と大人用おむつ代の医療費控除について

<障害者控除> 所得税・住民税の申告の際、身体障害者手帳や療育手帳をお持ちでなくても、65歳以上の方で、「寝たきり状態にある高齢者」、「認知症のある高齢者」など、一定の要件に該当する場合は障害者控除(特別障害者控除)の対象となる場合があります。控除を受けるには、申請により、「障害者控除対象者認定書」の交付を受け、申告の際に提示していただく必要があります。

### ●認定書交付対象者

市内在住の65歳以上の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方

区分	認定
障がい者	① 身体障がいの程度の等級表(3級～6級)に準ずる障がいがあること
	② 知的障がいの程度の判定基準(軽度・中度)に準ずる障がいがあること
特別障がい者	③ 身体障がいの程度の等級表(1級、2級)に準ずる障がいがあること
	④ 知的障がいの程度の判定基準(重度)に準ずる障がいがあること
	⑤ 寝たきりの状態にあること

※控除対象者の認定にあたっては、介護保険の要介護認定申請時の主治医意見書、訪問調査票などの資料により市が判断します。

※「障害者控除対象者認定書」は高齢福祉課または各支所健康福祉課の窓口で申請してください。審査の上、後日郵送で交付します。

<大人用おむつ代の医療費控除> 大人用おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、次の①、②両方に該当する方は市が交付する「おむつ使用確認書」に代えることができます。

- ① おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の方。
- ② 介護保険の要介護認定者で、要介護認定の際の主治医意見書中に「寝たきりの状態」かつ「尿失禁(の可能性)がある」ことが確認できる記載がある場合。

※「おむつ使用確認書」は高齢福祉課または各支所健康福祉課の窓口で申請してください。審査の上、後日郵送にて交付します。

◇問合せ先 高齢福祉課 介護保険係 TEL (0771) 68-0006

## 3月の母子保健事業日程表

3月の母子保健事業は下記のとおりです。

	事業名	対象(月齢など)	場所
3月6日(金)	9～10カ月児健診	平成20年5月生	園部保健センター (こむぎ山健康学園)
3月9日(月)	2歳5カ月児健康相談	平成18年9月生	
3月13日(金)	3～4カ月児健診	平成20年11月生	
3月19日(木)	1歳8カ月児健診	平成19年6月生	
3月24日(火)	離乳食教室	生後4カ月～1歳ごろの乳児と保護者	
3月25日(水)	3歳5カ月児健診	平成17年9月生	

※対象の方には個別に案内・問診票を郵送します。

◇問合せ先 健康課 母子保健係 TEL (0771) 68-0016

## 献血・骨髄ドナー登録にご協力ください

赤十字血液センターの採血車による献血と骨髄ドナー登録会を実施します。人の生命を救える大切な献血。多くの方のご協力をお願いします。

日程	場所	受付時間
2月27日(金)	南丹市八木公民館	午前10時～11時30分 午後0時30分～3時30分

◇問合せ先 健康課 健康増進係 TEL (0771) 68-0016

## 市税などの納付は納期限内に!

市税などは、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっています。納期限までに完納されない場合は督促手数料、延滞金が加算され、余分にご負担いただくことになるため、納期限内納付をお願いします。

なお滞納が長期にわたり続きますと、税・料負担の公平性を確保するため財産や勤務先などについて調査し、差押処分(滞納処分)をすることになりますので、未納がある方は至急市役所本庁、各支所または金融機関窓口などで納付してください。

### ●平成20年度 納期限一覧表

期別	軽自動車税	市府民税(普通徴収)	
		固定資産税・都市計画税	国民健康保険税(普通徴収)
全期	平成20年 4月30日(水)	介護保険料(普通徴収)	後期高齢者医療保険料 (普通徴収)
第1期	平成20年 4月30日(水)	平成20年6月30日(月)	平成20年7月31日(木)
第2期		平成20年7月31日(木)	平成20年9月1日(月)
第3期		平成20年9月1日(月)	平成20年9月30日(火)
第4期		平成20年9月30日(火)	平成20年10月31日(金)
第5期		平成20年10月31日(金)	平成20年12月1日(月)
第6期		平成20年12月1日(月)	平成21年1月5日(月)
第7期		平成21年1月5日(月)	平成21年2月2日(月)
第8期		平成21年2月2日(月)	平成21年3月2日(月)
第9期		平成21年3月2日(月)	平成21年3月31日(火)
第10期		平成21年3月31日(火)	

※口座振替納付の方は、上記納期限日に振替します。なお、納期限日に振替できなかった市府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税および国民健康保険税については翌月の13日に再振替を実施します。(金融機関休業日のときは翌営業日となります)

### ●督促手数料および延滞金について

納期限までに完納されない場合は、督促状を発送することになり、督促状1通につき手数料100円が掛かります。

また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、未納の税額に年14.6%を乗じて計算した金額に相当する延滞金が加算され、未納の税額とあわせて納付いただくことになります。

### ●滞納処分について

督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産差押等滞納処分を受けることとなりますのでご注意ください。

## 市税などの納付には、便利な口座振替を!

口座振替の申し込み手続きは、市役所本庁、各支所および市内各取扱金融機関に備え付けの市税等口座振替申込書に記入いただき、①預貯金通帳、②通帳の届出印、③市税等の納付書を持参の上、取扱金融機関で手続きしてください。なお、登録手続きに時間を要するため、振替の開始を希望される期別の前月末までにお申し込みください。申し込みが遅れると、振替できない場合がありますのでご注意ください。

●取扱金融機関等 ・京都銀行・京都信用金庫・京都中央信用金庫  
・京都農業協同組合・りそな銀行・ゆうちょ銀行

※軽自動車税を除く市税等については、口座振替納付済通知書は発行しませんので、ご面倒ですが預金通帳でご確認ください。

◇問合せ先

【市税各種】 税務課 収納係 TEL (0771) 68-0009  
【国民健康保険税】 国保医療課 国保年金係 TEL (0771) 68-0011  
【介護保険料】 高齢福祉課 介護保険係 TEL (0771) 68-0006  
【後期高齢者医療保険料】 国保医療課 高齢福祉医療係 TEL (0771) 68-0011